

令和7年度
第2回香川県国民健康保険運営協議会
資料2

第2期 香川県国民健康保険運営方針の中間見直しについて

第2期香川県国民健康保険運営方針（令和5年12月）の概要

◆策定の趣旨

○本県における国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、県と市町が一体となって、役割分担をしつつ、共通認識の下に実施する統一的な方針として、香川県国民健康保険運営方針を定める。

◆対象期間

○令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

◆根拠規定

○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2

◆記載事項

- ①国民健康保険の医療費、財政の見通し
- ②市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- ③保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ③－2資格管理の適正な実施に関する事項
- ④保険給付の適正な実施に関する事項
- ⑤医療費適正化に関する事項
- ⑥市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- ⑦保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- ⑧施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

①国民健康保険の医療費、財政の見通し

(1)世帯数及び被保険者数の状況

○世帯数及び被保険者数は減少傾向が続いている。令和6年度の世帯数は112,821世帯、被保険者数は162,830人となっている。

○前期高齢者（65歳以上75歳未満の者）数も減少傾向にあり、令和6年度は49.9%（81,214人）となっている。

年度	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)					% 1世帯当たり 被保険者数 (人)
		総数	(再掲) 一般	(再掲) 退職	(再掲) 前期高齢者		
H28	139,716	226,068	218,422	7,646	105,302	46.6	1.62
H29	135,438	215,801	211,883	3,918	104,223	48.3	1.59
H30	132,410	208,207	206,752	1,455	103,237	49.6	1.57
R1	129,377	200,825	200,550	275	100,987	50.3	1.55
R2	127,475	195,475	195,474	1	100,423	51.4	1.53
R3	126,694	192,064	192,064	0	100,750	52.5	1.52
R4	123,165	183,647	183,647	0	95,119	51.8	1.49
R5	117,813	172,847	172,847	0	87,822	50.8	1.47
R6	112,821	162,830	162,830	0	81,214	49.9	1.44

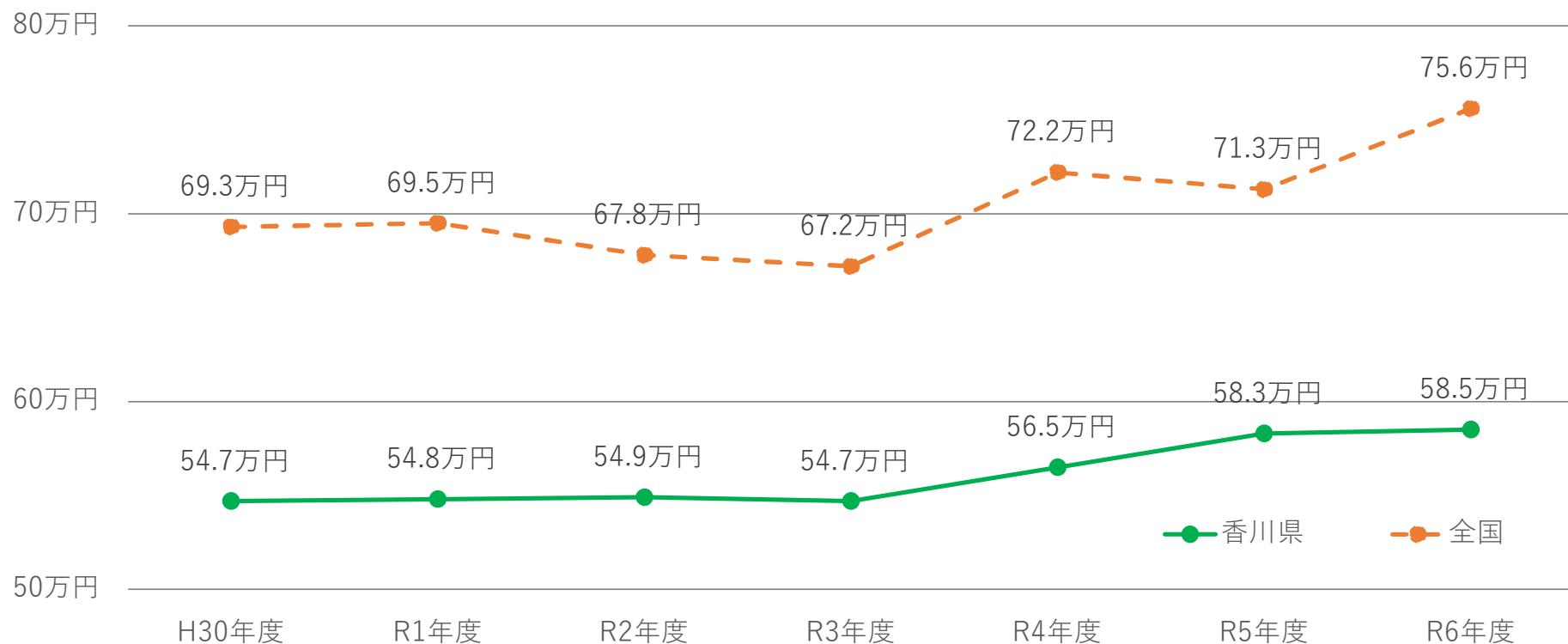
資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」（令和6年度は速報値）

①国民健康保険の医療費、財政の見通し

(2)所得状況

○本県の1人当たり所得は、上昇傾向となっており、令和6年度は58.5万円であるが、全国と比べると低い状況にある。

○全国の1人当たり所得額は、令和2年度に減少に転じたが、令和4年度以降上昇傾向にあり、令和6年度は75.6万円となっている。

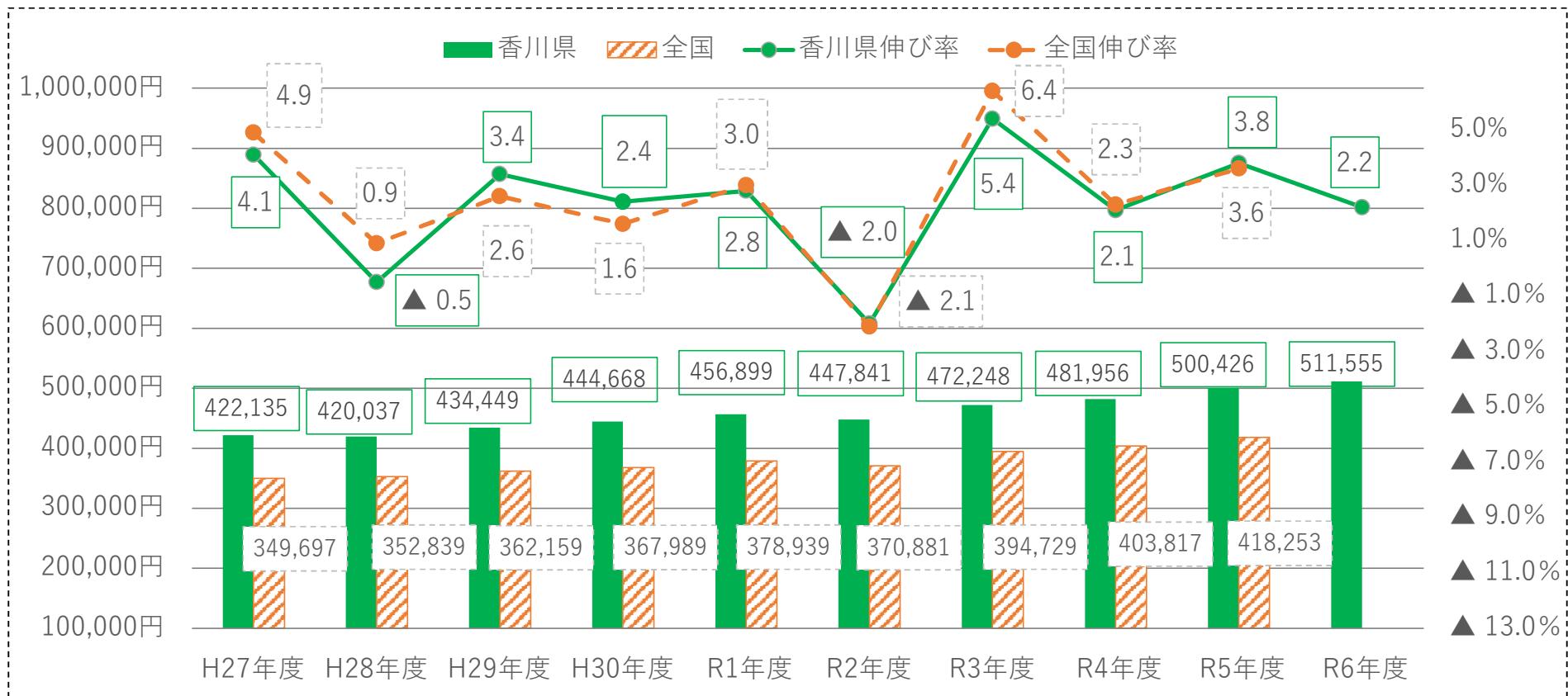


資料：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

①国民健康保険の医療費、財政の見通し

(3)国民健康保険の医療費の動向

- 本県の1人当たり医療費は、増加傾向にあり、全国と比べると高い状況にある。
- 本県の1人当たり医療費の伸び率の推移は、ほぼ全国の推移と同じ動きとなっている。



資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

※全国の1人当たり医療費（令和6年度）は、未公表

①国民健康保険の医療費、財政の見通し

(4)医療費の見通し

- R 6年度実績では被保険者数は推計より5,966人減少し、1人当たり医療費は12,939円増加、医療費は約8億68百万円の減少となった。
- R 12年度までは、1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数が減少することから、推計医療費は減少傾向となると推計している。
- R 12年度以降、被保険者数の減少はゆるやかになり、その後増加傾向に転ずるが、1人当たりの医療費は引き続き増加傾向にあることから、推計医療費は増加に転じると推計している。

年度	被保険者数（人）		1人当たり医療費（円）		医療費（百万円）	
	推計	実績	推計	実績	推計	実績
R 6 (2024)	168,796	162,830	498,616	511,555	84,164	83,296
R 7 (2025)	161,079		507,476		81,744	
R 12 (2030)	132,306		564,736		74,718	
R 17 (2035)	126,002		625,211		78,778	
R 22 (2040)	131,560		693,665		91,259	

※1人当たり医療費は、R 3年度の1人当たり医療費にH28年度からR3年度の1人当たり医療費の年平均伸び率を参考に推計した伸び率を乗じて算出

※推計年度における被保険者数は、「かがわ人口ビジョン（令和2年3月改訂版）」をもとに、厚生労働省「国民健康保険実態調査」との乖離等を考慮したうえで、国民健康保険加入割合（推計値）を乗じて算出

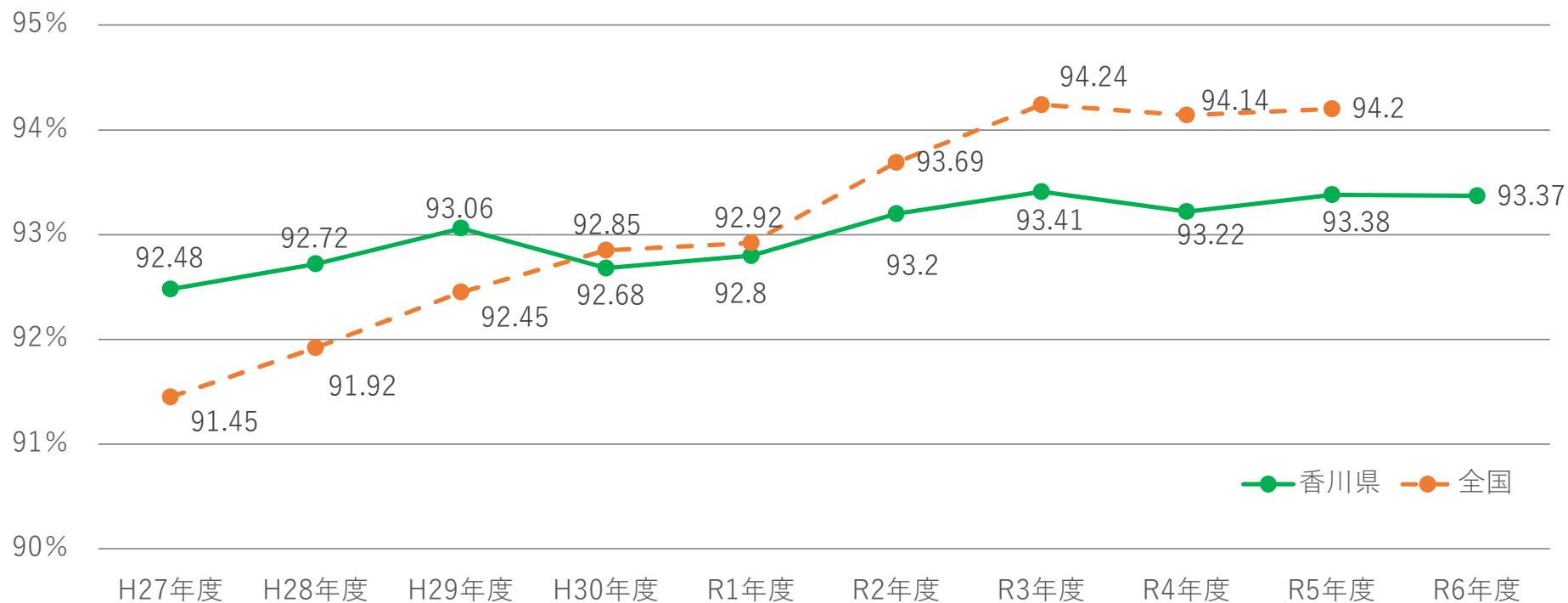
※推計医療費については、次期医療費適正化計画との整合性を確保する必要がある

①国民健康保険の医療費、財政の見通し

(5)保険料収納率（一般被保険者・現年度分）

○本県の保険料収納率（現年分）は、横ばいとなっており、平成30年度以降は全国よりも低い水準が続き、全国との差が拡大している。

○全国の保険料収納率（現年分）は、上昇傾向となっており、平成27年度から2%ポイント以上上昇している。



資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

※全国の保険料収納率（現年分）（令和6年度）は未公表

①国民健康保険の医療費、財政の見通し

(6)市町国民健康保険特別会計の財政状況

○県単位化前である平成29年度以前については、市町は個別に財政運営を行っていた。公費の精算等の多寡により想定外に財政が悪化し、単年度収支が赤字となるだけでなく、決算補填のための法定外繰入や繰上充用を行う場合があった。

○県単位化した平成30年度については、単位化前の国費の精算が残っていたため、単年度収支が赤字となった市町が多かった。

○令和元年度以降については、県単位化により、公費の精算等の多寡による影響が少なくなり市町国保財政が安定しつつある。市町は、保険者の取組みによって交付される保険者努力支援交付金などの公費を獲得することや、料（税）率の見直し、収納率の向上を図ることで、安定的な財政運営となるよう努めている。

(単位：百万円)

年度	収入額 (A)	支出額 (B)	収支差引額 (C) (A) - (B)	単年度収入 額 (D)	単年度支出 額 (E)	単年度収支 差引額(F) (D) - (E)	単年度収支状況		一般会計から の決算補填等 目的の法定外 繰入金	基金 保有額
							黒字額	赤字額		
H28	127,489	125,894	1,596	126,407	125,507	900	930 (15)	30 (2)	1,129 (4)	1,288 (13)
H29	126,260	123,821	2,438	124,592	123,615	977	1,009 (15)	32 (2)	496 (3)	1,412 (14)
H30	112,265	110,697	1,569	109,883	110,149	△ 266	143 (9)	409 (8)	1,827 (3)	1,986 (14)
R1	111,398	109,793	1,605	109,664	109,625	39	169 (12)	129 (5)	1,717 (5)	1,977 (14)
R2	107,300	105,602	1,698	105,738	105,248	490	569 (12)	79 (5)	150 (1)	2,405 (13)
R3	109,663	107,362	2,301	108,039	107,086	953	969 (15)	16 (2)	41 (1)	2,737 (15)
R4	106,742	104,265	2,477	104,498	103,659	839	870 (15)	31 (2)	0	3,389 (15)
R5	104,473	102,102	2,371	101,933	101,677	256	479 (10)	222 (7)	0	3,713 (15)
R6	101,030	99,305	1,725	98,516	98,373	143	367 (10)	223 (7)	0	4,495 (15)

資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」（令和6年度は速報値）

※括弧内は保険者数

※端数処理を行っているため、差引額が合わないものがある。

第2期香川県国民健康保険運営方針（令和5年12月策定）の中間見直しについて

◆中間見直しについて

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法の施行（令和8年4月1日施行予定）に伴い、香川県国民健康保険運営方針に「子ども・子育て支援納付金」に関する記載を追加、あわせて時点更新等を行う。

◆主な改正内容

- 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

改正（案）	現行
<p>3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項</p> <p>（1）現状</p> <p>（2）保険料水準の統一</p> <p>（3）納付金及び標準的な保険料率の算定方式</p> <p>「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（令和8年1月15日付け厚生労働省保険局長通知）において、県は、市町ごとの「年齢調整後の医療費水準」と「所得水準」に応じて納付金を算定することとされており、納付金の配分に当たっては、県全体の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分<u>及び子ども・子育て支援納付金分</u>を個別に算定し、それぞれを市町ごとに3方式（人数、世帯数、所得のシェア）により算定した額を合算する</p>	<p>3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項</p> <p>（1）現状</p> <p>（2）保険料水準の統一</p> <p>（3）納付金及び標準的な保険料率の算定方式</p> <p>「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（令和3年9月15日付け厚生労働省保険局長通知）において、県は、市町ごとの「年齢調整後の医療費水準」と「所得水準」に応じて納付金を算定することとされており、納付金の配分に当たっては、県全体の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を個別に算定し、それぞれを市町ごとに3方式（人数、世帯数、所得のシェア）により算定した額を合算する。</p>

香川県国民健康保険運営方針の改定スケジュール（案）

